

霧島市告示第 308 号

平成25年10月25日

霧島市電波鉄塔工作物に関する指導要綱を次のように定めた。

霧島市長 前田 終止

## 霧島市電波鉄塔工作物に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この告示は、電波鉄塔工作物の築造に関し、築造主等による築造計画の事前説明等の手続を定めることにより、築造主等と近隣住民との間における紛争の発生を未然に防止するとともに、良好な住環境の維持に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 電波鉄塔工作物 電波鉄塔(携帯電話端末、PHS端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備(主として屋内またはトンネルの通信状況を改善するためのものを除く。))で令第138条第1項第2号の工作物に該当するものをいう。

(2) 築造主 電波鉄塔工作物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(3) 築造主等 前号の築造主並びに電波鉄塔工作物を築造する土地の所有者、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。

(4) 近隣住民 電波鉄塔工作物の敷地境界線から、当該電波鉄塔工作物の高さの2倍の水平距離の範囲内の土地又は建築物に関して所有権、賃借権等を有する者、建築物に居住する者並びに当該敷地の存する地区の地区自治公民館長及び自治会長をいう。

### (築造主等の責務)

第3条 市長は、築造主等に対し、電波鉄塔工作物の築造計画の策定、設計及び施工に当た

っては、周辺地域の特性及び近隣における良好な住環境の維持について十分配慮するとともに、近隣住民との間で良好な関係を築くよう求めるものとする。

(築造計画の届出)

第4条 市長は、築造主に対し、電波鉄塔工作物の築造に関し、法第88条第1項で準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請書を建築主事に提出しようとする日までに、電波鉄塔工作物築造計画届出書（第1号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に届け出るよう求めるものとする。

- (1) 付近見取図（築造敷地と近隣住民の敷地の位置関係が確認できるもの）
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 立面図
- (5) その他市長が必要と認める図書

(説明会等)

第5条 市長は、築造主に対し、説明会その他の方法（以下「説明会等」という。）により、電波鉄塔工作物の築造に係る計画のうち、次に掲げる事項を近隣住民に説明するよう求めるものとする。

- (1) 電波鉄塔工作物を築造しようとする敷地の形状及び面積並びに電波鉄塔工作物の位置
- (2) 電波鉄塔工作物の規模、構造及び高さ
- (3) 電波鉄塔工作物の築造に係る工期、工法、作業方法及び工事による危害の防止策

2 市長は、築造主に対し、近隣住民から電波鉄塔工作物の築造に対する不安、疑問等についての申出があった場合は、誠意をもって対応し、理解が得られるように努めるよう求めるものとする。

3 市長は、築造主に対し、第1項の説明会等の内容を説明会等実施報告書（第2号様式）により、前条第1項の電波鉄塔工作物築造計画届出書に添えて市長に届け出るよう求めるものとする。

(築造計画の中止)

第6条 市長は、築造主に対し、第4条に規定する届出を行った後、電波鉄塔工作物の築造計画を中止したときは、電波鉄塔工作物築造計画中止届出書（第3号様式）により速やかに市長に届け出るよう求めるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年12月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

## 電波鉄塔工作物築造計画届出書

霧島市長 様

年 月 日

住所  
築造主 氏名  
電話 ( )

霧島市電波鉄塔工作物に関する指導要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

工作物の名称			
代理者の住所・氏名	電話 ( )		
設計者の住所・氏名	電話 ( )		
工事施工者の住所・氏名	電話 ( )		
地名地番	霧島市		
工作物の概要	構造		着工予定日 年 月 日
	高さ	m	完了予定日 年 月 日
説明会等の方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 個別説明 <input type="checkbox"/> その他 ( )	地区自治 公民館長名	( )地区自治公民館 ( )
説明会等年月日		自治会長名	( )自治会 ( )
※備考			※受付印

(添付図書)・付近見取図 (築造敷地と近隣住民の敷地の位置関係が確認できるもの)

・配置図 ・平面図 ・立面図

(注) ※印の欄は記入しないでください。



第3号様式（第6条関係）

## 電波鉄塔工作物築造計画中止届出書

霧島市長            様

年        月        日

住 所  
築造主 氏 名  
電 話            (        )

霧島市電波鉄塔工作物に関する指導要綱第6条に規定により、次のとおり届け出ます。

工 作 物 の 名 称	
工 作 物 の 地 名 地 番	
中 止 の 理 由	